

19世紀後半ロシア帝国ヴォルガ・ウラル地域の ムスリムの遺産分割争い

—— オレンブルグ・ムスリム宗務協議会による

「裁判」とイスラーム法——

磯 貝 真 澄

1. 課題
2. 通常の遺産分割手続きの制度
3. 遺産分割をめぐる訴えの事例
4. イマームの業務
5. カーディーの業務
6. 結論

1. 課 題

身分や宗教・宗派、エスニシティなどについてさまざまに異なる臣民を擁したロシア帝国の司法・行政制度には、その多様性が反映されていた。アメリカのロシア史研究者J・バーバンクはそのことを、多元的法体制（法多元主義、legal pluralism）の概念を援用して説明する。すなわち、ロシア帝国の統治者・立法者は、多様な法源——被統治者が従来保持する宗教・宗派の法や慣習法——の存在を認識したうえで、それらを帝国法によって編制し、国家レベルで合法化した。個々の臣民が宗教・宗派やエスニシティなどで定義される何らかの集団に属する前提で、その集団の法を国家法で認め、それによって集団

ごとに、個々の臣民の権利・義務を定めたのである⁽¹⁾。

ヴォルガ中・下流域やウラル南麓のテュルク系ムスリム——現在のタター、バシキール（バシコルト）にあたる——を事例に考えるならば、バーバンクの説明は適切なものに見えるだろう。19世紀後半、彼らは帝国共通の一般法（*общие законы*）⁽²⁾の規定に従い、イスラーム法シャリーアに由来する判断基準によって家族・社会生活上の諸問題を処理できた。ただし、歴史的ムスリム政権下、たとえばオスマン帝国のムスリムの標準的状況を想定するとして⁽³⁾、ロシア帝国統治下ヴォルガ・ウラル地域のムスリムが、それと同じようにイスラーム法を運用できたわけではない。帝国法は、どのような場合にイスラーム法を参照できるかを定め、その運用を規制していた。それは裏を返せば、特定の場合におけるイスラーム法の適用を保障したということでもある。そして、相続財産の分割（より正確には、相続分の算定）は、ムスリムが帝国民法の定める手続きを取れば、イスラーム法由来の基準に従って処理できる事柄だった。それは帝国の司法・行政制度において、「シャリーアの諸規定に従った（*по правилам шари(г)ата / согласно правил(ам) шари(г)ата*）」遺産分割として認められていた。

この「シャリーアによる」遺産分割は、ムスリム統治のための行政機関であ

(1) バーバンクは、こうした法制度に立脚するロシア帝国の統治構造を「帝國的権利体制（*imperial rights regime*）」と呼ぶ。氏は抽象的な議論を進めるがゆえに、統治構造のなかの多様な集団相互の位置関係を、相当に対等なものだったとみなす嫌いがある。だが、それを差し引いても、氏の議論は有益な視点・論点を示してくれる [Burbank 2006]。[高橋 2009: 10-15] の解説も参照されたい。

(2) 一般法とは、特定の地域や身分などを対象とする地方法（*местные законы*）以外の、帝国に共通して適用される法のカテゴリーだった [Брокгауз XX: 333-335] [高橋 2009: 10-15]。本稿が扱う民法はもちろん、一般法である。

(3) 19世紀後半のダマスカスのシャリーア法廷では、売買、賃貸借、相続・後見の他、さまざまな問題につき契約や裁判が行なわれた [三浦 1998]。ただし、タンズイマート期に始まる一連の改革で、シャリーア法廷とは別に制定法裁判所が設置されると、シャリーア法廷が扱う業務の範囲は最終的に限定された [秋葉 1998]。ちなみに、近年、制定法裁判所制度におけるイスラーム法由来の要素やウラマーの役割が明らかにされつつある [秋葉 2012] [堀井 2011]。

るオレンブルグ・ムスリム宗務協議会（Оренбургское магометанское духовное собрание）の管轄業務だった。南ウラルのウファ市にあったこの機関は、テュルク語で「オレンブルグ・ムハンマド教宗務協議会裁判所（Ürinbürghning dini muḥammadiya dūḥāvnī šābrāniya maḥkamasi）」を自称することがあり、ムスリムからは「シャリーア裁判所（maḥkama-i sharīya）」、「イスラーム裁判所（maḥkama-i islāmīya）」などと呼ばれた。

遺産分割は、その当事者や関係者の間でしばしば争いの原因となるが、19世紀後半のロシア帝国ヴォルガ・ウラル地域のムスリムにも、それはあてはまる。彼らは「シャリーアによる」遺産分割で争いが生じると、それを解決すべく宗務協議会に訴願状（請願書、'ariḍa, 'arḍa, 'arḍ-nāma, прошение）を提出した。協議会は「ムフティー」と呼ばれる協議長（mufti, председатель）1名と、「カーディー」と呼ばれる協議員（qāḍi, член, заседатель）3名、それに書記官や通訳官などで構成された。本稿が明らかにするように、そこでは、ムスリム住民から訴願状が出されると、カーディーが中心となってそれに対処した。多くの場合、協議会は、訴願人を含む当事者らと直接対面して解決をはかる担当者を任命した。そうした担当者は通例、当事者や関係者らが属する「マハッラ」と呼ばれる教区共同体（mahalla, приход）のムスリム聖職者（магометанское / мусульманское духовенство）で、「イマーム」と呼ばれる職位の者だった。彼らはマドラサでイスラーム諸学を修め、とくに法学と遺産分割学の学識を審査されてマハッラのイマーム職に任じられた、ウラマーである[磯貝真澄 2012]。彼らは担当者として委任された業務を終えると、協議会に報告書（rāpūrṭ, рапорт）を提出した。協議会は、その報告書をもとにカーディーが行なう審理・判断を踏まえ、争いを最終的に解決すべく合議判決を下した。

宗務協議会によるこうした争いの裁定業務は、従来の研究において、上級審であると説明される。つまり、争いが生じる前にマハッラのイマームが行なう相続分の算定が下級審にあたるとして、協議会の裁定は上級審に相当するということである。宗務協議会研究の第一人者であるアザマトフは、協議会のことを、「管理（審理のための聖職者の任命）と監督（聖職者の判決の取消しと最終合

議判決)の機能を備える, 宗教法廷の上級審」であると述べる⁽⁴⁾。ただし, その手続きの細部はよく明らかにされていない。裁定の過程でイスラーム法が参照されたと説明されるが, しかしイスラーム法の専門知識を持つカーディーやイマームが具体的にどのような作業を行なったのかも, いまだ不明である。

こうした研究状況を背景とする本稿の第1の課題は, 宗務協議会がムスリム住民の遺産分割争いを解決するためにとった裁定手続きを, そこで作成された文書——ロシア語と, アラビア文字表記のテュルク語やアラビア語で記されたもの——に依拠し, 詳らかにすることである。この作業は裁定の過程だけでなく, カーディーやイマームがイスラーム法の専門家として行なった業務の実態も, 部分的であれ解明するものである。本稿はとくに, 彼らがアラビア語で書かれたイスラーム法学書を参照し, そこから法的な見解・判断の典拠となる文言を引用して, 文書に書き込んでいた事実を示す。さらに, この作業は協議会を裁判機関とみなす場合の, その性格について考察することも可能にする。本稿は, 協議会が裁定の手続きについて, 歴史的ムスリム政権下で発展したタイプのシャリーア法廷とは異なっていたことを示す。その裁定手続きからは, ロシア帝国の一般の裁判機関と共通するような性格が見えてくるのである。これらが, 本稿の第2, 第3の課題である。

上述の課題に取りかかる前提として, 本稿はまず, 宗務協議会が管轄した, イスラーム法由来の基準で相続分を算定する遺産分割の, 通常(つまり, 争いが生じない場合)の手続きを概説する。次に, ムスリム住民が相続財産の分割問題で争い, 協議会に訴えたことから始まる訴願案件を事例とし, その裁定過程を文書史料から再構成する。そして, そこにみられるカーディーとイマームの業務の内容を整理・確認し, それについて考察する。最後に, 協議会による裁判業務——協議会の裁定手続きを裁判とみなすならば——の性格に言及することとしたい。

(4) [Азаматов 2006: 320] を参照。長縄宣博もマハッラのムスリム聖職者が「第一審, 宗務協議会が控訴審, 内務省が上告審という仕組み」だったと述べる [長縄 2008: 261]。こうした制度の成立過程は, [Азаматов 1999: 123-125] [Crews 2006: 152-158] を参照。

なお、アラビア文字のラテン翻字は原則としてアメリカ議会図書館方式 (ALA-LC) によるが、「و」については「w」でなく「v」で翻字する。キリル文字は翻字しない。また、日付は露暦による。

2. 通常の遺産分割手続きの制度

先に触れたように、19世紀後半、ヴォルガ・ウラル地域のテュルク系ムスリムはマハッラという教区共同体に属していた。マハッラ1つに集会モスクが1つあり、標準的な場合、そこに集団礼拝の導師・説教師を主な務めとするイマーム・ハティーブ職を認められたムスリム聖職者が1名、赴任した(通例、さらにムアッズィン1名も任じられた)。ムスリム聖職者は就任にあたり政令(указ)を授与されたため、「政令ムッラー(указный мулла, ukāzli mullā)」とも呼ばれた[長縄 2004: 3]。マハッラ1つの成立要件は、納税人口調査(ревизия)のデータで200~300名以上の男子の存在であり、1886年の法改定後は、実際に男子200名以上が居住していることだった[Уст. Строитель. 1857: Ст. 260-261][ПСЗ РИ 3-е VI: No. 4102]。そして、ムスリム住民がイスラーム法に由来する基準で相続財産の取り分を算定したいと希望するならば、その実務を宗務協議会と管下のマハッラのイマームが担うという制度が、19世紀末までに整備されていった⁽⁵⁾。

死亡したムスリムの遺産の相続分を、イスラーム法から導かれる基準で算定できること自体は、1826年以来、帝国法で認められていた⁽⁶⁾。1836年、その業務を宗務協議会と管下のムスリム聖職者が担当できることも認められた[ПСЗ РИ 2-е I: No. 386][ПСЗ РИ 2-е XI-1: No. 9158]。19世紀後半には帝国民法第1338条(1857年版以降)が制度の法的根幹をなしていたが、実務においては、担当機関や担当者、手続きなどについて個別的、例外的な処置がとられる

(5) 宗務協議会やムスリム聖職者とマハッラの統治機構について、[Азаматов 1999][長縄 2004: 2-3][Naganawa 2006][長縄 2008]も参照のこと。

(6) それ以前の司法・行政的判断については、[Crews 2006: 153-154]を見よ。

ことがあり、また、そもそも民法の規定が守られないという問題も生じたりしたようである。

その民法第 1338 条は、死亡したムスリムの遺産について、ムスリム聖職者がイスラーム法に由来する基準で相続分算定できる要件を定めていた。それは、相続人である当事者がその旨訴願し、かつ相続分算定結果を異議なく受諾する、というものだった。ムスリム聖職者が相続分を算定した後、それに不服な相続人がいれば、その者はさらに民事上級機関に訴願できた [СЗ РИ X-1 1857: С т. 1338] [磯貝真澄 2014: 110-111]。

じつは、この条文には、最初の段階で相続人が誰に、またはどの機関に対して訴願すべきかが明記されていない。本稿が以下で事例として取りあげる訴願案件からも推測できるが、ムスリムのコミュニティ内部では、相続人が宗務協議会ではなくマハッラのイマームや村長、郷長らに訴願し、相続人や関係者らが互いに納得している限り、協議会が介入せずとも済んでいたらしい⁽⁷⁾。だが、結局トラブルが生じれば、不満を抱く相続人は協議会に訴願状を出した。

1890 年代になって宗務協議会は、民法条文に基づく遺産分割の制度を整備し、ムスリム聖職者に周知徹底させようとした。協議会は 1893 年 6 月 21 日付でムスリム聖職者に対し、民法第 1338 条を説明する規則を記した文書を送達している。1898 年には、遺産分割証書と、相続人が相続分を相互合意により受領し、それにとまなう権利放棄をするタハールジュ (takhāruj) の証書について、書式を指定した [СЦ ОМДС: 91-94 (No. 51, 52); 157-160 (No. 84, 85)] [磯貝真澄 2014: 112-116]。これらによれば、19 世紀末頃の協議会がムスリム聖職者に遵守させようとした規則には、次の諸点が含まれた。

- ①ムスリム聖職者は、死亡したムスリムの遺産分割手続きを、相続人のう

(7) それがイスラーム法だけでなく民法にも適する行為と認識されていたのか、または単純にコミュニティ内部での普通の行為として、行政の関知しないレベルで長らく続けられていたことなのか、定かでない。その一方で、まず相続人が宗務協議会にイマームへの委任を訴願し、それを受けた協議会の委任によってはじめて、イマームが手続きを始めたとみられる事例も存在する。[磯貝真澄 2014: 118-124] で紹介される案件は、その 1 つである。

ちの1名による訴願や宗務協議会による委任なく、自らの意思で開始してはならない。②ムスリム聖職者は、自らの任地であるマハッラに属するムスリムが被相続人として遺した財産についてのみ、その分割手続きを行なう。ただし、協議会によって委任された場合は、これに限らない。③ムスリム聖職者は、手続き開始前に、未成年相続人の有無とその数、そして彼らの後見人が指定されているかを確認する。未成年者の後見人が定められるまでは、手続きを始めない。④ムスリム聖職者は手続き開始時に、すべての成年相続人と未成年相続人の後見人から、自らが相続分の算定作業を担当することと、その作業がイスラーム法に基づくことについて、現在と未来にわたる同意を得る。もし同意しない相続人や後見人がいれば、手続きを行なわない。

こうした要件を満たしたうえで、イマームは相続分を算定し、遺産分割証書を作るよう定められていた。その計算の基準は、イスラーム法、とくにハナフィー派の学説に合致するものだった。つまり、ムスリムが「シャリーアによって」相続財産を分割する場合、おおむね手続法的な部分では帝国法に従い、イスラーム法は相続分算定基準について実体法的に参照するというのが、民法第1338条に基づく制度だった⁽⁸⁾。

3. 遺産分割をめぐる訴えの事例

上述のような制度と、その整備の動きがあったことを前提に、以下、あるムスリム住民が遺産分割問題で争って宗務協議会に訴えた案件を、事例として取りあげる。それは、サマーラ県ブグルマ郡トゥムトゥコヴォ郷トゥムトゥコヴォ村⁽⁹⁾第2マハッラのムハンマドサービル・ムハンマドザリーフ・ウグルと

(8) その後、相続人は、イマームの相続分算定結果に納得するならば、遺産分割証書の後見管理機関に提示したりした後、公証人のもとや裁判所、郷役場で所定の手続きをとるものと定められていた。[磯貝真澄 2014: 110-116]を参照。

(9) この村は現在のロシア連邦タタルスタン共和国アズナカエヴォ地区トゥムトゥク村である。このあたりの地域は、今はタタルスタンに属すが、歴史的にはバシキリアとみなされ、カントン行政制度が実施されたところでもある[豊川 2006: 7]

いうムスリム男性が、1889年4月13日付で作成し、協議会に郵送提出した訴願状から始まるものである。その関係文書は現在、ロシア連邦バシコルトスタン共和国ウファ市の国立中央歴史文書館に保存される [ЦГИА РБ, Ф. И-295, Оп. 4, Д. 16341]。協議会は、この種の訴願案件を取り扱う過程で多くの場合、アラビア文字表記のテュルク語で書かれた訴願状の原本を、その内容の露訳後に破棄したらしい。ところが、このムハンマドサービルの訴願状はめずらしく、テュルク語のオリジナルが残されているため、その全文をラテン文字に翻字して紹介する（ただし、ロシア語はキリルのまま、下線は原文どおりとする）。訴願文の日本語訳も付す。訴願の宛名は、協議会のムフティー、ムハンマディヤール・スルターノフ (Muhammad-yār b. Muhammad Sharif Sulṭānuf, 1886~1915 年在職) である。

1889年4月13日付のムハンマドサービル・ムハンマドザリーフ・ウグルの訴願状

【訴願状表面】 [ЦГИА РБ, Ф. И-295, Оп. 4, Д. 16341 : Л. 14]

427/ВХ. 3 ст. ПОЛУЧЕНО 23 АПР. 89 Переведено

sa'ādatlū va ḥurmatlū ūlūgh maṣībda ūlūchī [ū]rinbūrḥ-askī muftī al-islām
Sulṭānūf ḥaḍratlārīna tūbānchilik ilān 'arḍa-nāma

Şamār gūbirnāsi Būgūlma ūyāzī Tumṭuq vuluṣī va şhūl-ūq Tumṭuq ūpshišṭvāsında
tiptar 2-nchī maşjid maḥallasında bülūchī biz faqr [faqīr/fuqarā'?] Muḥammad
Şābir Muḥammad Zārif ūghlindān

shūl khuṣūşda 1871-nchī yilda inkāmiz vafāt ūlghān ba'dında biz bir tūghma ikī yāsh
şābī bālālār qālgān vaqtimizda inkāmizning itkāsi āvlimizning Yūsuf-jān Qurbān

↘ 397-440]。1856年の「ブグルマ郡のマホメット教教区と聖職者の一般登録」では、村にバシキールの男子280名、女子279名、国有地農民の男子138名、女子142名が居住し（納税人口調査による）、集会モスク2つにイマーム2名、ムアッズイン2名が存在したと記録される [Асылгужин и др. 2010: 171-175, приложение 3]。1889年のデータに基づく統計には、バシキールとタタールを含むムスリム住民329世帯、男女あわせて1,894名、モスク3つの存在が記録されている [Кругликов (сост.) 1890: 87]。

'Alī ũghli inkām qiz vaqtında ũzi hiba [hiba] qilub birgān bir niche narsalāri bār ikān avval bir adras jilān bir kũlmak bir kiyim chitik-bāshmaq ũn ikī ũmliq sāch-qāb tankasī yigirmi mithqāl gumish chulbī bir kiyim gumish ālqa bir āq qālpāq bir MHRVMKH? ikī āsh yāvlig̃hi bir yanghā bāsmā-tũshāk tishi bir ārshin chirũk idhũcha ũqasī shũshī narsalārni inkāmiz vafāt ũlghāch bābāmiz madhkũr Yũsuf-jān ũshbũ narsalārni kullisī kiyāv birgān narsa tũgil har birisī ũzũm birgān narsa ũzima tiyishli dīb shāhidlār [shāhidlār] ḥuḍũrinda ālũb kitkān shāhidlār ḥāḍir isān ham bir ũghir ḥayvānī bār ikān inkāmīng ũl ũghirinī da bābāmiz ṣadaqagha birgān bizga hichda māl qālmaghān magarda itkām inkāmning mahrīna kullisīna āqcha ghina birgān bābāmiz aytkān āqcha ghina birũrsiz qizimizgħa kirāk narsalārni ũzũm ālũrmin digān sũzī bũyuncha ham kullisīna āqcha birũchi dhimchi shāhid ḥāḍir isān ham bābāmiz Yũsuf-jān bik bāy kishi ĩrdi ham ũzimiz ũsũb bāra bāshlāch bābāmiz ayta tũrghān idhī inkāngning narsalārũn ũzīgiz

--

【訴願状表面右欄外余白】

Mullādān javāb ũrārgha tiyũshli

【訴願状裏面】 [J. 14 o6.]

Переведено

ũsũb yitkāch ũzīgizga birũrmin dīb bitkān [BNKAH/BTKAN?] bābāmiz ḥāḍir ũshbũ 89-nchī yilda 29-nchī mārtda vafāt ũldī ũzining bir qizin bālāsī qāldī dahī ũghlining ũghli qāldī ham bizning inkāmizdān ālũb kitkān narsalārda shũl bābāmiz qũlinda qāldī ḥāḍirda shũl bābāmizning mālārũn ũzimizning maḥallamizdāgī ḥāḍrat 'Abd al-Jamīl Abũ al-Qāsīm ũghli taqsim qilghān vaqtda bārũb surādũm bābāmiz qũlinda bizning inkāmizning ũzīgizga ma'lũm madhkũr narsalārimiz bār idhī shũl narsalārni ḥāḍirda ũzimizning qũlimizgħa bīrsāngiz yaḥshī ũlũr idhī dīb ayitkān idhũm sũzimizni hichda iltifātqa ālmāyıncha taqsim qilub bitirdī bizga hichda narsa bīrilmādī imdī shũshī madhkũr inkāmdān ālũb ālũb kitkān narsalār bizga tiyishlimī yũqmī ḥilāf-i [khilāf-i] shar' bũlmasa ũtinādũr idhũk narsalārimiz talaf bũlmāsdān

ilk sizga 'izzatlū va ḥurmatlū muftī al-islām Sulṭānuf ḥaḍratlārina ūzimizning
 Tumṭuq āvlinda avval masjid-i jāmi' ḥuḍūrinda imām al-muslimin dāmullā Ahmad
al-Laṭif 'Abd al-Laṭif ūghli ḥaḍratlāri taftish qilūb bizning da'vāmizni sāqiṭ qilūrgha
 sizlāring amr buyūrūb jibarmāgigiznī ūtinūb madhkūr Muḥammad Ṣābir
 Muḥammad Ṣarif ūghli qūlūm qūydūm
 1889-nchī yilda 13-nchī āprilda

訴願文日本語訳

【訴願状表面】 幸運と敬畏ある高位にいますオレンブルグのイスラームのムフ
 ティー、スルターノフ師に、謹んで。

訴願状。

サマーラ県ブルマ郡トゥムトゥク郷のトゥムトゥク [村落] 共同体のティプテル、
 第2モスクのマハッラの住民、ムハンマドサービル・ムハンマドザリーフ・ウグル
 より。

本件について、[すなわち、] 1871年に我々の母が死亡した後、我々、[つまり] 血
 縁者である2歳の幼い子らが遺された時、我々の母の父である、我々の村のユース
 フジャー・クルバーニアリー・ウグルが、私の母の未婚時に自ら贈与して与えて
 いた、いくらかの物品が存在したそうです。[それらは] 第1に、アドラス織の上
 着1着、シャツブラウス1着、ショートブーツ1足、12ルーブル分の硬貨の付い
 たシェシュカプ・テンケ、20ミスカールの銀製のシュルプ、銀製のイヤリング1
 組、白いカルファク帽1つ、[未解読語] 1つ、テーブルクロス2枚、新品のベッ
 ドカバー1枚、1.25アルシンに切られた飾り紐 [だそうです]。これらの物品を、
 我々の母が死亡した後すぐ、我々の祖父である上述のユースフジャーは「これら
 の物品はすべて、[私の] 婿が [私の娘に] 与えたものではない。すべてひとつひ
 とつ、私自身が [私の娘に] 与えた物品であり、私自身に [渡される] べきもので
 ある」と言って、証人らが臨席する場で持ち去ったそうです。証人らは現在、存命
です。そして、家畜の牛も1頭存在したそうです。私の母の、その牛をも、私の祖
 父がサダカとして喜捨したそうです。我々には、何の財物も遺されなかったそう
 です。私の父ときたら、私の母の婚資を、すべて現金のみで支払ったそうです。私の

祖父は[私の父に]言ったそうです、「あなたは現金でのみ、支払ってください。我々の娘に必要な物品を、私自身が買います」と。その言葉に従って、すべて現金で支払うよう説く仲人[だった]証人は現在、存命です。そして、我々の祖父ユースフジャンは大変富裕な人になりました。そして、我々自身が成長し始めると、我々の祖父はよく言っていました、「おまえの母の物品を、あなた自身が【訴願状裏面】成長して大人になったらすぐ、あなた自身に与える」と言いきった[?]我々の祖父は今、この89年3月29日に、死亡しました。彼自身の1人娘の子が遺されました。さらに、彼の息子の息子も遺されました。そして、我々の母のもとから持ち去った物品も、その、我々の祖父の占有下に遺されました。現在、その我々の祖父の財物を、我々自身のマハッラにいる導師、アブドゥルジャミール・アブルカーシム・ウグルが分割する時、私は[その場に]赴いて、尋ねました、「我々の祖父の占有下に、我々の母の、あなた自身ご存じである、上述の我々の物品がありました。その物品を今、あなたが我々自身の手[占有]に渡してくださるなら、よろしいのですが」と、私は言いました。[アブドゥルジャミールは]我々の言葉をまったく考慮せずに分割してしまいました。我々にはまったく何も渡されませんでした。さて、この上述の、[私の祖父が]私の母のもとから持ち去った物品は、我々に[渡される]べきものか、否か。聖法に反しないならば、お願い申し上げます、我々の物品が滅失しないうちに、あなた様、高貴かつ敬畏あるイスラームのムフティー、スルターノフ師に。我々自身のトゥムトゥク村の第1集会モスクに在任の、ムスリムらのイマーム、ダームツラー・アフマドゥッラティーフ・アブドゥッラティーフ・ウグル師が調査し、我々の権利主張[の対象物]を弁済するよう、あなた様のご命令くださることをお願い申し上げます、上述のムハンマドサービル・ムハンマドザリーフ・ウグルが署名しました。

1889年4月13日。

これによると、訴願人ムハンマドサービルはティプテル (tiptar) である。ティプテルとは、ロシア語で「テプチャル (тепчарь)」と呼ばれ、有力な説では、沿ヴォルガ地方から南ウラルのバシキリアに移住したと考えられる人びとである。19世紀後半、彼らの多くはテュルク系ムスリムだったとされ

る⁽¹⁰⁾。この訴願状で使われるテュルク語には、タタール語だけでなくバシキール語の特徴がみられるが、これは訴願人の話しかただった可能性がある。ただし、訴願人が自らこれを書いたとは考えにくい⁽¹¹⁾。

この訴願状 [JI. 14] をもとに、この案件の他の関係文書 [ЦГИА РБ, Ф. И-295, Оп. 4, Д. 16341] も参照しつつ、訴願内容を時系列で整理すれば、次のようになる。訴願人ムハンマドサービルの母方の祖父ユースフジャンは、訴願人の母ファラフスルール (Farah Surūr) [JI. 11] が結婚する前、彼女に贈与をした。その品目と数量は訴願状に明記されたとおりである⁽¹²⁾。訴願人の父ムハンマドザリーフは、祖父ユースフジャンの指示に従い、母ファラフスルールに、婚資として現金のみを渡していた。そして祖父の方は、母に上述の物品を贈与していたのである。父母は結婚し、1871年に母が死亡した。その時、彼らの子である訴願人は2歳だった⁽¹³⁾。この母の遺産を分割する時、祖父は証

(10) テプチャルの起源や歴史の実態については、さまざまな説が存在する。[豊川 2006: 255-284, esp. 280-281] [Рахимов 1996] を参照。

(11) ここにみられるバシキール語的特徴の1つは、タタール語やトルコ語ならば「d」が使われるところで、「dh」が記されることである。連辞の過去形「[idhi]」「[idhūm]」「[idhūk]」を確認され、[Дмитриев 2008: 50] を参照されたい。また、これが訴願人によって書かれたものでないと推測できる理由は、イスラーム法学用語が使われるからである。たとえば、「hiba」の語は明らかに、アラビア語のイスラーム法学用語の「贈与 (hiba)」である。訴願状を書いた者は綴りを誤っているが、しかし、単に贈りものを意味する言葉でよければ、テュルク語で一般的に使われた「būlak」や「hadiya」などを記せばよい。それを「hiba」とするのは、イスラーム法で定義される贈与を意図したからだろう。筆者は、この「代書屋」がムアズインかマドラサの学生ではなかったかと、想像する。

(12) 訴願状に列挙される物品は花嫁衣裳と新生活のため準備されたものに見える。アドラスは絹や綿の布織物で、有名な産地はマーワラーアンナフルやフェルガナ盆地にあった。シェシュカプ・テンケとシュルブは髪飾りで、これらとカルファク帽は、今もタタールやバシキールの女性の民族衣装を構成する。重量単位ミスカールの正確な換算比は不明だが、通例1ミスカール=4.5グラム前後である。長さの単位1アルシン=約0.71メートルである。

(13) 訴願状には、子が複数存在したように読める部分がある。しかし、他の関係文書にも訴願人以外の子がいたとは明記されないため、子は訴願人1名だったと考えられる。

人臨席のもと、上述の贈与の物品すべてを、自分が与えたものであるという理由で持ち去った。この証人らは存命である。

祖父ユースフジャーンは成長する訴願人に対し、訴願人が大人になれば問題の贈与の物品を与えると saying していた。1889年3月29日に祖父が死亡した。祖父の子孫には、彼の娘の息子である訴願人1名の他、彼の息子の息子1名がいる。問題の物品は、祖父のもとに残ったままだった。祖父や訴願人が属する第2マハッラのイマームは、アブドゥルジャミール・アブルカーシム・ウグルである。このアブドゥルジャミールが遺産分割の手続きをした時、訴願人は臨席し、アブドゥルジャミールに問題の物品を渡してくれるよう頼んだ。だが、アブドゥルジャミールは訴願人の言うことを考慮せず、訴願人に何も渡さずに手続きを終えてしまった。

こうしたことを説明した後、訴願人は訴願目的を記す。それは、自らが居住するトゥムトゥコヴォ村の、ただし第2マハッラではなく第1マハッラのイマーム、アフマドゥウラティーフ・アブドゥウラティーフ・ウグルが、この案件を調査 (taftish) することである。そして、イスラーム法に照らして適法であれば、訴願人に権利主張 (da'vā) の対象である物品を、引き渡すことである [JI. 14 o6.]。

さて、以下では、この訴願案件の裁定のために宗務協議会とムスリム聖職者がとった手続き、つまり裁定の過程を、関係文書から再構成して示すこととする。

宗務協議会は4月23日付で、この訴願状を受領した。だが、訴願状には、「印紙税に関する規約」第73条で定められる、80コペイカ相当の収入印紙が貼られていなかった。協議会は訴願内容の処理を始めず、ブグルマ郡警察を通して訴願人に対し、印紙税の支払いがなければ手続きされないことを通知した。さらに、書類の郵送をめぐるトラブルが生じ、協議会と郡警察はブグルマ郵便電信局を巻き込んで、12月まで照会作業をした。結局、年が明け、訴願人からの収入印紙は、1890年1月25日付でトゥムトゥコヴォ郷長から郡警察に発送され、そこから27日付で協議会に発送され、2月7日付で協議会に受領された [JI. 2-8, 14]。協議会の、郡警察と郷役場を経由する、郵便利用の文書業

務が、トラブルに弱かった様子がかがわれる。訴願状の原本が破棄されなかった理由の1つは、このトラブルの記録を残すためだったと推測できる。

1890年2月、宗務協議会は訴願内容を検討した。おそらくカーディーの1人が訴願状を読み、1871年の訴願人の母の死亡後の遺産分割時の証人らが存命である旨の文章に、下線を引いた。そして、訴願状表面の右欄外余白にテュルク語で「ムッラーに返答を求めるべきである」と書き込んだ（この証人の問題については、後述する）[JI. 14]。ムスリムの通訳官が訴願状の内容を要約しつつ露訳し、協議会はイマームに説明を求めることを決議した[JI. 1]。そして、協議会は訴願人の希望どおり、トゥムトゥコヴォ村第1マハッラのイマーム、アフマドゥッラティーフ・アブドゥッラティーフ・ウグルに、1890年2月24日付でこの件を委任した。この時に担当として署名したカーディーは、ゼリヤリッディン・マクスーストフ（ジャラルッディーン・マクスーストフ, Jalāl al-Dīn Maqṣūdūf, 1866~1891年在職）[ПС ОМДС: 36-37] [Загидуллин 2009: 146]だった[JI. 9, 13]。

ここで1点、指摘したい。先に述べたように、訴願人は訴願状でテプチャルを名のった。だが、宗務協議会は、裁定の過程で作ったロシア語文書に、彼のことを「バシキール」と記載している。もしテュルク語の訴願状原本が破棄されたならば、このことは知られずじまいだっただろう。

さて、委任されたイマームのアフマドゥッラティーフは、任務を遂行した。彼はアラビア文字表記のテュルク語を使い、1891年5月26日付で報告書(rāpūrt) [JI. 18]を作成した。そして、これを添付文書4点[JI. 11, 12, 12 o6., 17]とあわせ、宗務協議会に提出するよう、トゥムトゥコヴォ郷役場に出した。郷役場はこれを7月7日付で発送し、協議会が7月19日付で受領した[JI. 10, 18 o6.]。イマームは、この任務に1年以上を費やしている。

アフマドゥッラティーフは、報告書でまず、次のように説明した。すなわち、訴願人ムハンマドサービルが権利を主張する、彼の母ファラフスルールの遺産である物品は、彼の父ムハンマドザリーフの財物である。だが、第2マハッラのイマームであるアブドゥルジャミールは問題の物品を、「聖法に適う私有財であるという理由なく (bi-lā sabab-i milk-i shar'i)」、訴願人の祖父ユースフ

ジャーに渡してしまっていた。そして、訴願人の祖父の遺産の分割手続きについては、郷長がアブドゥルジャミールに委任したものだが、相続人らは「ムッラーが我々の権利を滅失させた」と、アブドゥルジャミールへの不満を述べている [JI. 18 o6.]。つまり、アフマドゥッラティーフの調査で、訴願人が問題視するアブドゥルジャミールは、訴願人の母の遺産分割にも関係したらしいことがわかる。アブドゥルジャミールは、訴願人の母の遺産分割時も、祖父の時も、訴願人が不満に思うような方法をとったことになる。

こうした事実関係についての記述の後、アフマドゥッラティーフは文面に余白を挿入して区切りをつけ、さらに自らの見解を述べる。それは、アブドゥルジャミールの行為を「侵奪と定義することが正しいだろう (ghaṣb ta'rifi ṣādiq uladür)」, というものである。アフマドゥッラティーフによれば、アブドゥルジャミールは相続人から裁定者に任じられることなく (taḥkimsiz), 未成年相続人の後見人もいない状況で、未成年者の財物の一部を取った。そして、アフマドゥッラティーフは、それが侵奪にあたることの典拠として、ハナフィー派のイスラーム法学書4点からアラビア語の文言を引用し、書き写している。彼は4点の書名を、*Mukhtaṣar al-Viqāya*, *Ghurur* などの通称・略称で記すが、それらは書誌情報を同定すれば、次のとおりである。

- ① *Mukhtaṣar al-Viqāya*…Šadr al-Sharī'a al-Thānī 'Ubayd Allāh b. Mas'ūd al-Maḥbūbī (d.1346) 著, *al-Nuqāya Mukhtaṣar al-Viqāya* を指す [GAL GI: 378; GII: 214] [磯貝真澄 2012: 13, 17, 22-23]。
- ② *Ghurur*…Muḥammad b. Farāmurz b. 'Alī Mullā Khusrav (d.1480) 著, *Ghurur al-aḥkām* を指すだろう [GAL GII: 226]。
- ③ *Durar al-aḥkām*…上述の Mullā Khusrav が, 自著である ② *Ghurur al-aḥkām* のために著した注釈書である, *Durar al-ḥukkām* を指すと考えてよいだろう [GAL GII: 226]。アフマドゥッラティーフは, ②と③がともに収められた写本 *Durar al-ḥukkām fī sharḥ Ghurur al-aḥkām* を持っており, その本文と注釈からそれぞれ引用したのだらうと, 筆者は推定する⁽¹⁴⁾。

(14) 『ソ連科学アカデミー東洋学研究所アラビア語写本：小カタログ』で目録化され

- ④ *Mu'in al-ḥukkām*…'Alī b. Khalīl al-Ṭarābulūsī (d.1440) 著, *Mu'in al-ḥukkām fī-mā yataraddad bayna al-khaṣmayn min al-aḥkām* を指すだろう [GAL GII: 82] [Халидов (ред.) 1986 Ч. 1: 244]。

つまり、アフマドゥッラティーフはイスラーム法学の専門家として、アラビア語で書かれたイスラーム法学書を複数、実際に使いながら、宗務協議会に提出する報告書を作ったのである。このことは、この地域——300年以上もロシア統治下にある——にイスラームの法と学術文化が深く根付いていたことを示す、重要な事実である。

これと同時に、もう1つ着目すべき点がある。アフマドゥッラティーフは民法第1338条に直接言及しないが、しかし、イスラーム法だけでなくこの民法条文にも抵触する恐れのある事柄を、さりげなく書き添えている。それは、アブドゥルジャミールが相続人から委任されないまま遺産分割問題に介入した、と述べるくだりである。アフマドゥッラティーフは、民法に照らしてすぐさま問題となりえるところに注意を払い、宗務協議会に仄めかしたと言える⁽¹⁵⁾。

ところで、アフマドゥッラティーフは報告書に4点の文書を添付した。それらの概要は、それぞれ次の①～④のとおりである。

- ① アフマドゥッラティーフ、アブドゥルジャミール、訴願人、村長、証人が臨席し、アフマドゥッラティーフ主導のもと作成されたとみられる、1891年5月26日付の文書。1871年の訴願人の母の死亡後に行なわれた遺

↘ た *Durar al-ḥukkām fī sharḥ Ghurar al-aḥkām* の写本には、ヴォルガ中流域で収集されたものが、少なくとも3点ある (C2208, C2289, D578)。そのうち1点はイスタンブルで作成されている [Халидов ред. 1986 Ч.1: 223]。15世紀のオスマン朝の法学者 Mullā Khusrav によるこの著作は、その地で19世紀後半まで権威を保ち、よく利用された [秋葉 1996: 64-66, 80 n. 23] [林 2014: 267-268]。

(15) 協議会は、アフマドゥッラティーフの報告書を受領してから約半月後の1891年8月7日付で、ムスリム聖職者に対し、民法第1338条の法的拘束力を再確認することを通達した [СЦ ОМДС: 54 (No. 31)] [磯貝真澄 2014: 112]。この時期的な一致は偶然かもしれないが、しかし、協議会がこうした実務経験で、遺産分割の制度整備とその周知徹底が必要という認識を深めた可能性は高い。協議会は、上述のように、1893年6月21日付でムスリム聖職者に対し、民法第1338条を説明する規則を送達したのである。

産分割について、アフマドゥッラティーフが調査し、それが相続人によるイマームへの裁定委任 (taḥkim) も、未成年相続人のための後见人指定もなく行なわれたことを、指摘する。訴願人が権利主張する問題の物品が、「聖法に適う理由なく (bi-lā sabab-i shar'i)」訴願人の祖父に渡されたことも、指摘する。アフマドゥッラティーフはアブドゥルジャミールに対し、問題の物品が存在するならば、それを訴願人に返還すべきことを、問題の物品が存在せず、そのことに訴願人も不服であれば、その損失を負担すべきこと (damān) を告げた。これに対し、アブドゥルジャミールが否認 (inkār) したことを、この文書は説明する [JI. 11]。

- ② 1871 年の訴願人の母の死亡後に行なわれた遺産分割の証人による証言と、アフマドゥッラティーフの調査結果に対する訴願人の同意の文書。訴願人の祖父が問題の物品に対する権利を主張し、訴願人の父の方はイスラーム法に基づく相続分が渡されることを求めて宣誓 (yamīn) したが、結局、アブドゥルジャミールが問題の物品を祖父に引き渡した。このことを、証人 2 名が証言する。2 名はいずれも、「私はそれが真実であると証言する (ashhadu anna-hu al-ḥaqq)」という、同じアラビア語の文言で証言した (この証人と証言の問題については、後述する)。そして、アフマドゥッラティーフが問題の物品を訴願人のものと認めるファトワー (fatvā) を出し、訴願人がそれに同意・満足を言明したことを、説明する [JI. 12]。
- ③ 訴願人の父ムハンマドザリーフは、1889 年 3 月 29 日に訴願人の祖父 (訴願人の父からみれば、舅) が死亡した後、アブドゥルジャミールに対して、1871 年の訴願人の母 (訴願人の父からみれば、妻) の死亡時の遺産分割における問題 2 つを指摘していた。その事実と、2 つの問題を説明する文書。問題の 1 つは、訴願人の父は相続人の 1 人だったはずだが、アブドゥルジャミールに裁定委任書 (taḥkim khattī) を渡さなかった (つまり、裁定を委任しなかった) ことである。2 つめは、訴願人の父が訴願人の祖父の権利主張に同意していなかったことである。そして、トゥムトゥコヴォ郷長もアブドゥルジャミールに対し、よく調査したうえで遺産分割をするよう命ずる命令書 (prikāz) を渡したことを、この文書は説明する [JI. 12 o6.]。

- ④ トウムトゥコヴォ郷長からアブドウルジャミールに対する、1889年4月1日付の命令書の写し。訴願人の祖父の遺産について、調査したうえで分割することを命じ、そうしなければ宗務協議会への訴願が行なわれることを告げる [JI. 17]⁽¹⁶⁾。

上述のように、アフマドウツラティーフの報告書と添付文書は、1891年7月19日付で宗務協議会に受領された。じつは、アブドウルジャミールの方は、これとは別に自らの意思で、事態を説明する訴願状を作った。それは7月30日付で協議会に受領された [JI. 20]。だが、本稿はこの訴願状の内容には立ち入らない。

宗務協議会では、まず、カーディーの1人——おそらく、リザエッディン・ブン・ファフレッディン（リダーウッディーン・ブン・ファフルッディーン、Ridā' al-Dīn b. Fakhr al-Dīn, 1858~1936年）——が、アフマドウツラティーフの報告書と添付文書を読んだ。上述のように、そもそも協議会では、アフマドウツラティーフへの委任にあたり、訴願人の母の遺産分割時の証人の問題に注意が払われていた [JI. 14]。そのためであろう、カーディーのリザエッディンは添付文書②に着目し、その欄外余白に、テュルク語で次のように書き込んだ⁽¹⁷⁾。

権利主張者 (mudda'i) のためには、ムハンマド・サファーの証言は有効である (yārār)。しかし、ギラーイ・シャーの証言は明白でない (āchiq tūgil) [JI. 12]。

(16) これらの添付文書から、農村のムスリム社会で各種文書が作られていたことが推測できる。ここに登場するものだけで、ファトワー、裁定委任書、命令書がある。こうした文書の現在の存否は不明である。筆者がこれまで現地研究者に尋ねてみた限り、否定的な回答しか得られていない。

(17) このカーディーがリザエッディンであると推定できる理由は、アフマドウツラティーフの報告書の欄外余白にみられる、リザエッディンの署名つきの書き込みとの比較で [JI. 18 06]、その筆跡に違いが認められないからである。ちなみにリザエッディンは、この年の1月12日付で宗務協議会のカーディー職に任じられ、2月後半に勤務し始めたところだった [HA PT, Φ. 1370, Om. 1, D. 27: JI. 86-10]。

ムハンマド・サファーとギライイ・シャーは証人である。つまり、カーディーによれば、第1の証人の証言は有効だが、第2の証人の証言は、その有効性が疑われる。

次に、別のカーディー——おそらく、ブルハースッディーン・ナスルッディーフ (Burhān al-Dīn Naṣr al-Dīnuf, 1890~1893 年在職) [Загидуллин 2009: 146, 148] —— が、この添付文書②を読み、やはり欄外余白に書き込みをした⁽¹⁸⁾。それは、テュルク語とアラビア語の文言が混じる、次のようなものだった (アラビア語部分を斜体で示す)。

証人のうち1名は、受け入れられるような証言をすることができなかった。そして、証人審査も行なわれなかった。そして第2の証人が「私は第1の証人が証言したのと同じように証言する」と言った場合、ハッサーフは、彼 [つまり、第2の証人] が自らの証言を適切なかたちで説明するまでは受け入れられない、と述べた。『カーディーハーン』。証人審査を [証言の適法性の] 要件とすることは、彼ら [ハナフィー派の学祖3名のうちの] 2名の学説である。そしてこの説は、ファトワの根拠となるほどの [重要性を持つ] ものである。『補遺』 [Jl. 12]⁽¹⁹⁾。

すなわち、このカーディーの見解でも、第2の証人の証言は効力を持たない。その理由は、証人2名が相異なる言葉で証言すべきところを、添付文書②では、第2の証人が、第1の証人と同様の「私はそれが真実であると証言する」という文言で証言したからである。この見解の典拠は『カーディーハーン』、すな

(18) これがナスルッディーフであると推定できる理由は、その筆跡が、他の関係文書にみられるナスルッディーフの署名つきの書き込みと [Jl. 20], 同じだからである。

(19) 原文をラテン文字転写する。shāhidlarining birisi qabūl qilinūrdāy shahāda bira ālmāghān ham tazkiya-i shuhūd qilinmāghān va in qāla al-shāhid al-thāni ashhadu mithla mā shahida al-avval dhakara al-Khaṣṣāf anna-hā lā tuqbalu ḥattā yufassira al-shahāda ‘alā vajh-hā Qāḍikhān ishtirāt al-tazkiya qavl-humā va huva al-muftā bi-hi Takmila [Takmilatan?]

わち、Fakhr al-Dīn al-Ḥasan b. Maṣṣūr al-ʿUzjandī al-Farghānī Qāḍikhān (d. 1196) 著 *Fatāvā (Qāḍikhān)* である [GAL GI: 376]。さらに、このカーディーは、証人審査が行なわれなかったという理由で、証人2名の証言の有効性を疑う。この典拠『補遺』について、筆者は今のところ、ʿAlāʾ al-Dīn b. Muḥammad Amin b. ʿĀbidīn (d. 1888) 著 *Qurra ʿuyūn al-akhyār li-takmila Radd al-muḥṭār* を指すものとする [GAL SII: 428, 774]⁽²⁰⁾。

この事実から、上述のイマームと同じく、宗務協議会のカーディーも、アラビア語で書かれたイスラーム法学書を参照し、作業していたことがわかる。おそらく、カーディー2名は話しあいながら業務を進めたことだろう。

その後、カーディーのリザエッディン・ブン・ファフレッディンは、文書の裏面で、白紙のまま残っていたところに、テュルク語で次のように書き込んだ。

アフマド・ラティーフ師の調査 (taftish) に基づけば、この人物の権利主張は確定しなかった。本件は却下となる (biz pāslistvā qālūr)。ファフルッディーノフ (Fakhr al-Dīnūf)。9月9日 [JI. 13 об.]。

そして、宗務協議会は、訴願人ムハンマドサービルの権利の主張を却下 (оставить без последствий) とする判決を下し (определить)、それを10月28日付のブグルマ郡警察経由の文書で訴願人に通知することとした。訴願人には、この判決と引き換えに提出されるべき80コペイカ相当の収入印紙の請求もした [JI. 29]。すなわち結局、協議会は、カーディー2名がイマームの報告書と添付文書をもとに下した判断——第2の証人が第1の証人と同じ文言で証言したことと、証人審査が行なわれなかったことの2点がイスラーム法に適さないため、この訴願案件を却下する、という判断——を、そのまま採用したのである。この時、担当のカーディーとして署名したのは、リザエッディン・ブ

(20) この書物の著者 ʿAlāʾ al-Dīn b. ʿĀbidīn は、オスマン帝国民法典『メジェッレ』の編纂に参加した経歴を持つ [Majalla 1300 A. H.: 16]。 *Radd al-muḥṭār* を著した Muḥammad Amin ibn ʿĀbidīn (d. 1836) の子である [GAL SII: 428, 773-774]。 [堀井 2011] も参照。

ン・ファフレッディンだった [JI. 21-26, 29]⁽²¹⁾。

訴願人ムハンマドサービルは12月9日付で郷役場に収入印紙を提出し、翌10日付で宗務協議会の判決を聞いた。彼が訴願状を出してから2年半以上が経っていた。協議会が12月28日付で収入印紙を受領し、この訴願案件の裁定手続きは終わった [JI. 27-30]。

4. イマームの業務

さて、関係文書から再構成したムハンマドサービルの訴願案件の裁定過程をもとに、以下、まずイマームの業務について整理し、その特徴を指摘したい。

宗務協議会によって委任されたイマームであるアフマドゥッラティーフの任務の第1は、訴願人が訴願目的の1つに挙げたように、調査をすることだった。イマームは自ら積極的に、訴願人や関係者らの主張を聞き、証人らの証言や、その他の証拠を集め、事実関係を把握しようとした。そして、自ら把握した事実関係を収集した証拠とともに、報告書とその添付文書というかたちで書面にした。証拠については、それが人的証拠であれば添付文書②のように証言を文書化し、それが文書であれば添付文書④のように写しを作った。添付文書③のように、新たに得られた人証も書面にした。つまり、調査とは、事実関係の把握と証拠の収集であり、それらの文書化である。

イマームは事実関係を把握しつつ、アラビア語で書かれたイスラーム法学書を参照し、自らの見解を固めた。そして、宗務協議会に提出する報告書を作るにあたり、その見解を、法学書からの引用文言も含めて記載した。こうした法

(21) この複数言語で行なわれる業務において、テュルク語文書の内容は、通訳官が要約しつつ露訳した [JI. 24-26]。ところで、ヴォルガ・ウラル地域のムスリム社会を研究するザギドゥッリンは、宗務協議会で勤務し始めたリザエッディンがマクスードフの業務を引き継いで、協議会が出す文書を「最終審として」確認し、それに署名していた、と述べる。「最終審」という言いまわしはおそらく比喩表現だが、ともかく、この訴願案件もマクスードフからリザエッディンに引き継がれている [Загидуллин 2009: 148]。

学書を利用する検討作業も、調査の一部とみなされたかもしれない。だが、協議会がイマームにとりわけ期待した作業は、事実関係の把握と証拠の収集、およびそれらを書面で報告することだったと考えられる。実際、協議会でアフマドゥッラティーフの報告書を読んだカーディーは、アフマドゥッラティーフ独自の見解を考慮しなかった。

また、イマームは訴願人や関係者らを同席・対面させ、ある種の裁定手続きをとった。そのことは、とくに添付文書①から判明する。イマームのアフマドゥッラティーフは、アブドゥルジャミールの遺産分割行為に難点があったことを指摘したうえで、アブドゥルジャミールに対し、問題の物品を訴願人に返すか、またはその損失を負担すべきことを告げた。アブドゥルジャミールの方は、否認したという。

この裁定は、一見して、歴史的ムスリム政権下のシャリーア法廷で行なわれていた裁判に似ているかもしれない。つまり、イマームのアフマドゥッラティーフを裁判官、訴願人ムハンマドサービルを原告、アブドゥルジャミールを被告とみなすならば、裁判官の前で原告が権利を主張し、被告が否認したことになる。ここで、シャリーア法廷の裁判であれば、原告に挙証責任が生じる。このアフマドゥッラティーフの裁定の場合は、原告が連れてきたはずの証人だけでなく、裁判官が調査によって収集した証拠も存在することになる。そして、裁判官は原告を勝訴させ、被告の行為を侵奪と認めて、被告に侵奪物の返還か、その損失負担をするよう告げた、ということになるだろう⁽²²⁾。アフマドゥッラティーフは実際には、判決ではなく、問題の物品が訴願人のものであると認めるファトワーを出し、裁定を終えている。

このように、宗務協議会から委任されたイマームであるアフマドゥッラティーフの裁定を、シャリーア法廷の裁判と比較してみると、前者と後者の間には大きな相違が少なくとも2点、認められる。第1は、証拠の扱いかたであ

(22) シャリーア法廷の裁判手続きは [磯貝健一 2006: 165-169] [Hallaq 2009: 342-353], ハナフィー派における侵奪の定義と侵奪者の責任については [柳橋 2012: 821-822] を参照。

る。シャリーア法廷の裁判では、証拠は原告によって提出され、それは原則、臨席する証人の口頭証言のみである。かつ、裁判官が証拠を吟味することはない（ただし、証人審査が行われる）[磯貝健一 2006: 165] [Hallaq 2009: 348-352]。ところが、アフマドゥッラティーフは証拠を、人証でないもの（書証に相当する、添付文書④）も含めて自ら収集し、その内容を吟味したふしもある。第2は、アフマドゥッラティーフが判決ではなく、問題の物品が訴願人ムハンマドサービルのものであることを認めるといふ控えめな——アブドゥルジャミールの行為を侵奪とみなすという見解からすれば、極めて控えめな——内容のファトワーを出すにとどまったことである。

つまり、イマームの裁定は、実体法的な部分では、イスラーム法に照らして適法か否かを判断するものであり、イスラームの法学書や、「権利主張（＝訴え、訴訟）」、「否認」、「宣誓」といった裁判用語を駆使して行なわれる。ただし、その手続きは、シャリーア法廷の裁判手続きとは異なる特徴を備えていたと言える。

だが、宗務協議会とムスリム聖職者らは、こうしたイマームの裁定業務を、歴史的ムスリム政権下のシャリーア法廷の裁判に相当するものと考えたらしい。協議会のカーディーであるリザエッディン・ブン・ファフレッディンは、1897年に公刊した『学究 (*Muṭāla‘a*)』のなかで、次のように説明する。

この〔ムスリム聖職者が就任時に受ける〕政令〔の証書文面〕に、たしかに、イマームという称号が、相応の他の称号も付加されて書かれるのだが、国家の法に基づく政令を得た者には、イマームやハティーブの職務の他に、儀礼の方法を監督すること、婚姻契約やタラークとフルウの離婚において明るみになる訴え (*da‘va*) を調査 (*taftish*) し、聖法の判決を知らしめること (*shar‘at ḥukmini ilām aylamak*)、相続人やアサバ、遺贈の問題について聖法に適するファトワーを示すこと (*shar‘ī fatvālar kūrğāzmaq*) も、委ねられる。……さて、今日まで、この我らのイマームらにはカーディーの称号が付与されていないのだが、……彼らに委ねられる事柄については、〔彼らが〕聖法によるカーディー〔つまり、裁判官〕であること (*shar‘an*

qāḍī ūlmāq) に、疑いはまったくない [Riḍā' al-Dīn 1897: 5-6]。

すなわち、イマーム・ハティーブ職に任じられるムスリム聖職者が授与される政令の証書には、「イマーム」「ハティーブ」という職位が明記される。だが、その者の職務内容は、集団礼拝の導師や説教師に限定されるわけではない。イマームの業務には、結婚や離婚をめぐる「訴えを調査し、聖法の判決を知らしめること」や、遺産分割にかかわる問題について「聖法に適するファトワーを示すこと」も含まれる。リザエッディンの考えでは、イマームはこうした業務を担うという理由で、歴史的ムスリム政権下のシャリーア法廷の裁判官であるカーディーと同様である。彼の見解は、宗務協議会のムフティーや、他のカーディーから同意を得られたものだろう。

5. カーディーの業務

では、宗務協議会に勤務するカーディーの方は、どのような業務を行っていたか。協議会のカーディーらは、ムスリム住民から提出された、争いにおける権利主張の訴願状を読むと、その案件を担当するイマームを合議で決定した。その際、とくに調査すべき問題——ムハンマドサービルの訴願案件では、1871年の母の死亡時の遺産分割の証人の問題——を指摘し、委任するイマームに伝えたと考えられる。その後、イマームから報告書を受けると、カーディーらはそれを、添付文書も含めて読んだ。彼らは、とくに調査すべきとしていた問題に注意を向けて読み、イスラーム法に照らして検討を加えた。カーディーもイマームと同じくイスラーム法学書を参照し、そこから文言を引用し、法学用語を使いながら、自らの見解を書面に書き込んだ。その後、カーディーの意見をもとに、協議会は合議判決を下した。協議会が合議で裁定するにあたり、カーディーの判断を尊重していた様子がうかがわれる。そして、協議会は訴願人に判決を伝える文書を作成し、郵便で発送した。

先に述べたように、宗務協議会はテュルク語で「裁判所」を自称することがあり、ムスリム住民からも同様に呼ばれた。「カーディー」は、協議会の主要

構成員である3名の協議員の職位名称だが、周知のように、もともとシャリーア法廷の裁判官を意味する語である。ここで、協議会が訴願状を受領してから判決を出すまでの手続きを、歴史的ムスリム政権下のシャリーア法廷裁判のそれと、比較してみたい。

訴願人を原告とみなす——事実、訴願人は自らの訴願内容を「訴え (da'vā) = 訴訟」と呼び、カーディーは訴願人のことを「権利主張者 (mudda'i) = 原告」と呼ぶ——ならば、訴願状は訴状にあたる。カーディーは、その字義どおり、裁判官である。だが、この原告は被告を指名せず、ただ財物の所有権を主張し、イマームに調査を委任するよう、宗務協議会の長であるムフティー宛に訴願状を郵送提出する。カーディーが中心となって訴願状を読んだ協議会の方も、イマームに調査を委任する。その後、カーディーは、イマームが郵送提出した報告書に基づいて審理する。証拠はすべて、イマームが作成したり、写しをとったりした書面である。最後に協議会が判決を原告、すなわち訴願人に、郵便を使って伝える。この裁定手続きが、シャリーア法廷の標準的な裁判手続きと最も大きく異なる点は、裁判官に相当する協議会カーディーが、原告にあたる訴願人などの当事者や証人と、まったく対面しないことである。

つまり、宗務協議会の裁定手続きでは、当事者も証人も、委任されたイマームも、協議会のあるウファ市に来ない。協議会のカーディーが当事者のいる場所に赴くこともない。協議会と当事者らは書類を郵送して連絡をとるのみであり、しかも、それは郡警察や郷役場を経由していた。このため、協議会のカーディーは、イスラーム法の学説とシャリーア法廷の裁判実務の双方で原則、最も重視されたはずの、当事者による口頭での承認や否認、宣誓、証人の口頭証言を直接聞くという手続きを [Hallaq 2009: 348-352] [磯貝健一 2006: 165-168]、踏んでいなかったのである。彼らの裁定手続きは、書面審理によっていた。

そして、証拠の扱いかたをめぐる相違も明らかである。よく知られるように、イスラーム法では原則、証書や、書面で記録されたもの自体について、その証拠能力は認められない。書面が証拠として認められるには、その真正性を口頭で証言する証人が必要である。裁判に臨席する証人の口頭証言についてさえ、

多くの法学者の説では、その証人が自ら書いたけれども、自ら書いたこと自体を覚えていないような書面に基づき証言すれば、それは無効とされる [Hallaq 2009: 350]。イスラーム法の多数説でこれほどに口頭証言が重視されるにもかかわらず、宗務協議会のカーディーは、証人の口頭証言を直接聞かず、ただイマームが書面にしたものを読むのみである。イマームが書証として集めた文書の写しも見ただろう。協議会の裁定手続きにおける証拠の扱いかたは、イマームのレベルでも、カーディーの審理でも、シャリーア法廷のそれとは異なるものだった⁽²³⁾。

興味深いのは、上述のような証拠の扱いかたにもかかわらず、本稿が事例とするムハンマドサービルの訴願案件の裁定では、協議会のカーディーが、証拠の問題を理由に判断を出したことである。カーディーは、証人2名のうち第2の証人が第1の証人と同じ文言で証言したこと、証人審査が行なわれなかったことの2点がイスラーム法に適さないと判断し、イスラーム法学書から典拠も示した。これをもとに協議会は、却下という合議判決を出した。この事実は、彼らが証拠にかかわる判断基準について、独自の原則を持っていたことを想像させる（場当たりのだった可能性もある）。

最後に、宗務協議会がムハンマドサービルの訴願案件の裁定結果として出した却下という判決について、ごく簡単に述べる。上述のように、カーディーのリザエッディンは、判決についてテュルク語で書き込みをしたなかで、「却下

(23) シャリーア法廷の実務における証拠の扱いかたの問題は単純でないため、ここではこれ以上論じない。[Schacht 2010: 79-80]も参照。また、シャリーア法廷の実務には、互いに離れた場所にいるカーディーらが文書で情報を伝える仕組みがあり、イスラーム法に適すると認められていた。協議会のカーディーとイマームの文書連絡は、この仕組みに近いかもしれないが、それでも適法とみなされるための要件を満たすものではないだろう。詳しくは[Hallaq 1999]。ただし、19世紀以降、法の近代化の試みのなか、シャリーア法廷の裁判で書証や書面記録の重要性が高まったのは間違いない。たとえば、アフガニスタンの『カーディー達の礎』[近藤 2014]、イスラーム法をもとに編纂されたオスマン民法典『メジェッレ』の第1736～1739条[Majalla 1300 A.H.: 613]、ロシア領トルキスタン地方のシャリーア法廷の事例[磯貝健一 2014]を参照されたい。

となる (biz päslistvä qälür)」と記した。これは明らかに、ロシア帝国の一般の裁判機関で使われる「却下 (оставление без последствия)」というロシア語の用語を、音写・翻訳した表現である。カーディーは、この判決がシャリーア法廷の裁判で出される類のものとは異なることを、よく理解していたと考えられる。

6. 結 論

宗務協議会がムスリム住民の遺産分割争いについての訴願案件を裁定する業務——先行研究の説明の「上級審」——の手続きは、原則として、次のようなものだった。①訴願人が協議会に訴願状を提出する。②協議会が、その案件を担当するイマームを合議決定し、その者に委任する。③委任されたイマームが、その案件について調査を行なう。イマームは訴願人などの当事者や関係者らと対面し、ある種の裁定を行なう。そして、イマームは自ら把握した事実関係と収集した証拠、イスラーム法学書を参照して得た自らの見解をすべて、報告書やその添付文書というかたちで書面にし、協議会に提出する。④協議会のカーディーが書面審理を行なう。イマーム作成の報告書・添付文書を読み、イスラーム法学書を参照して適法性を判断する。その判断は必ずしも、イマームの見解に影響されない。⑤協議会は、カーディーの審理と判断をもとに合議判決を下し、それを訴願人に通知する。訴願状提出から判決までの過程は時間を要するものだった。

この裁定手続きで、カーディーもイマームも、アラビア語で書かれたイスラーム法学書を利用し、イスラーム法に適するか否かという観点から、案件を検討・判断した。彼らは自ら作成したり、検討したりしている文書に、イスラーム法学書から典拠とするアラビア語文を引用し、書き込んだ。19世紀後半のヴォルガ・ウラル地域のムスリム社会には、イスラームの法や学術文化が、このレベルで浸透していたのである。

それと同時に、カーディーもイマームも、イスラーム法と国家の法・制度を組み合わせた規範に従い、裁定業務を行っていた。このこと自体は先行研究

で指摘されており、アザマトフも、宗務協議会は「法の適用の実践において、シャリーアの規範とロシア共通の一般法令との、独自の統合に従っていた」と述べる [Азаматов 1999: 190] [長縄 2009]。本稿が示したように、彼らの裁定業務は、とくに手続法的な部分を中心に、歴史的ムスリム政権下のシャリーア法廷裁判とは異なるものだった。今後研究を進めるべき課題は、何から、どの部分を採用し、どう組みあわせて統合していたのかを詳らかにすることである。本稿で得られた大きな課題は、証拠法に相当する領域での規範の問題（原則があったか、個別的・場当たりのだったかも含めて）である。

もう1つの大きな課題は、宗務協議会の裁定手続きの性格の問題である。カーディーがイマームの調査（能動的な事実関係の把握と証拠の収集）とその報告書に基づく書面審理を行ない、その結果、却下という判決にいたった。これを裁判とみなすとしても、その手続きはシャリーア法廷の裁判のものではない。だが、これに近い性格の訴訟手続きをとる裁判機関が、ロシア帝国にはあった。

それは、「大改革」期以前の一般の裁判機関である。高橋一彦によれば、1864年の司法改革以前の民事訴訟法（『ロシア帝国法律集成』1857年版第10巻第2部）の第441条は、裁判所に対し「当事者の提出した書証、彼らの行なった証言の真実性について然るべき調査（справка）をしないまま判決をしてはならない」ことを定めており、これは当時のロシア法学で、裁判所に職権探知を義務づける規定と解釈されていた [高橋 2001: 28] [СЗ РИ X-2 1857: Ст. 441]。そして、民事訴訟は書面審理を基本に進められた。原告が訴状を提出し、被告が答弁書を出し、また原告が再答弁書を出す……、という過程を経て、訴答書類を収集した裁判所では、それらをもとに事務局が、当事者の主張や証拠を抜粋しつつ、報告記録書を作成した。この報告記録書の内容が判決に大きく影響したという [高橋 2001: 25-28]。

つまり、宗務協議会が裁判機関として機能する場合にイマームが行なった調査という業務は、職権探知とみなされたはずである。そして、協議会の裁判手続きの職権探知主義的、書面審理主義的性格は、ロシアの司法制度に由来すると言えそうである。また、協議会が行政機関的な業務に加えて、裁判に相当する業務も行なったという事実は、「司法と行政の職分の別」が「曖昧」だった

という [高橋 2001: 21], 帝国の統治機構の特徴を反映したもの, と考えられるかもしれない。しかしながら, これらは大きな問題であるため, 今後の議論に委ねたい⁽²⁴⁾。

本稿は, 19世紀後半のヴォルガ・ウラル地域のテュルク系ムスリムが, 宗務協議会を通して遺産分割争いの解決をめざす事例1つを, 比較的詳しく分析した。次の課題は, 多数の事例を, とくに社会史的な視点から検討する作業としたい。

文献一覧

- НА РТ: Национальный архив Республики Татарстан, Ф. 1370.
 ЦГИА РБ: Центральный государственный исторический архив Республики Башкортостан (Государственное казенное учреждение РБ), Ф. И-295.
 Азаматов, Даниль Д. 1999. Оренбургское магометанское духовное собрание в конце XVIII-XIX вв. Уфа: Гилем.
 Азаматов, Даниль Д. 2006. ОМДС // Прозоров, С. М. (ред.) Ислам на территории бывшей Российской империи: Энциклопедический словарь. Т. 1. М.: Вост. лит. РАН. С. 319-321.
 Асылгужин, Р. Р., Юсупов, Ю. М., Салауши, Т. А. 2010. Западные башкиры: политическая история, проблема этнической идентификации. Уфа: Хан.
 Брокгауз XX: Местные законы // Брокгауз Ф. А. и Ефрон, И. А. (изд.) Энциклопедический словарь. Т. XX. СПб, 1897. С. 333-335.

(24) 付言すれば, 先に触れたように, 宗務協議会のムフティーは「協議長 (председатель)」, カーディーは「協議員 (член, заседатель)」というロシア語の職位名を帯びたが, ロシアの司法制度で, 「председатель」は合議制裁判機関の裁判長, 「член」「заседатель」は裁判官を指して使われる語である。また, 歴史的ムスリム政権下のシャリーア法廷の裁判で通例, イスラーム法学書から法的根拠を引用提示する作業は, カーディーではなくムフティーが担当したことを考えあわせると, 協議会のカーディーやイマームが積極的にイスラーム法学書から引用したことすらも, 職権探知主義的と言えるかもしれない。ちなみに, ヴォルガ・ウラル地域のテュルク系ムスリムは19世紀末までに, 「大改革」期の司法改革で設置され始めた地方裁判所 (окружный суд) も利用できるようになっていく [Kirmse 2013]。帝政末期の彼らの社会と司法の問題を包括的に論じるならば, こちらも研究対象となる。

- Дмитриев, Николай К.* 2008 (переизд. 1948). Грамматика башкирского языка. М.: Наука.
- Загидуллин, Ильдус К.* 2009. Деятельность Р. Фахреддина в Оренбургском магометанском духовном собрании (1891–1906 гг.) // Научный Татарстан 2(2009), С. 146–158.
- Кругликов, П. В.* (сост.) 1890. Список населенных мест Самарской губернии по сведениям 1889 года. Самара : Тип. И. П. Новикова.
- ПСЗ РИ 2-е I : Полное собрание законов Российской империи, 2-е собрание. Т. I. с 12 декабря 1825 по 1827. СПб, 1830.
- ПСЗ РИ 2-е XI-1 : Полное собрание законов Российской империи, 2-е собрание. Т. XI-1. СПб, 1837.
- ПСЗ РИ 3-е VI : Полное собрание законов Российской империи, 3-е собрание. Т. VI. 1886. СПб, 1888.
- ПС ОМДС : В память столетия Оренбургского магометанского духовного собрания учрежденного в городе Уфе. СПб : Типография А. С. Суворина, 1892.
- Рахимов, Р. Н.* 1996. Топтыри // *Шакуров, Р. З.* (ред.) Башкортостан : Краткая энциклопедия, Уфа : Башкирская энциклопедия, С. 565.
- СЗ РИ X-1 1857 : Свод законов Российской империи, издания 1857 года : Законы гражданские. Т. X, Ч. 1. СПб, 1857.
- СЗ РИ X-2 1857 : Свод законов Российской империи, издания 1857 года : Законы о судопроизводстве и взысканиях гражданских. Т. X, Ч. 2. СПб, 1857.
- СЦ ОМДС : Сборник циркуляров и иных руководящих распоряжений по округу Оренбургского магометанского духовного собрания 1836–1903 г. Уфа, 1905.
- Уст. Строитель. 1857 : Свод законов Российской империи, издания 1857 года. Т. XII, Ч. 1. : Свод учреждений уставов строительных. СПб, 1857.
- Халидов, А. Б.* (ред.) 1986. Арабские рукописи Института востоковедения : Краткий каталог (Части 1–2). М.: Наука.
- Burbank, Jane. 2006. "An Imperial Rights Regime : Law and Citizenship in the Russian Empire," *Kritika : Explorations in Russian and Eurasian History* 7 (3), pp. 397–431.
- Crews, Robert D. 2006. *For Prophet and Tsar : Islam and Empire in Russia and Central Asia*, Cambridge/London : Harvard U. P.
- GAL : Brockelmann, Carl. *Geschichte der arabischen Litteratur*.
- Hallaq, Wael B. 1999. "Qāḍis Communicating : Legal Change and the Law of Documen-

- tary Evidence,” *al-Qanṭara : revista de Estudios Árabes* 20(2), pp. 437-466.
- Hallaq, Wael B. 2009. *Shari‘a : Theory, Practice, Transformations*, Cambridge : Cambridge U. P.
- Kirmse, Stefan B. 2013. “Law and Empire in Late Tsarist Russia : Muslim Tatars Go to Court,” *Slavic Review* 72(4), pp. 778-801.
- Majalla 1300 A. H. : *Majalla-i aḥkām-i ‘adliya*, Iṣtāmbūl, 1300 A. H. (1882/83).
- Naganawa, Norihiro. 2006. “Molding the Muslim Community through the Tsarist Administration : Maḥalla under the Jurisdiction of the Orenburg Mohammedan Spiritual Assembly after 1905,” *Acta Slavica Iaponica* 23, pp. 101-123.
- Riḍā’ al-Dīn b. Fakhr al-Dīn. 1897. *Muṭāla‘a, Казань : Тип. Б. Л. Домбровского*.
- Schacht, Joseph. 2010 (first pub. 1955). “The Schools of Law and Later Developments of Jurisprudence,” Khadduri, Majid, and Liebesny, Herbert J. (eds.), *Law in the Middle East : Origin and Development of Islamic Law*, Clark, NJ : The Lawbook Exchange, pp. 57-84.
- 秋葉淳 (1996) 「オスマン朝末期イスタンブルのメドレセ教育 —— 教育課程と学生生活」, 『史学雑誌』 105(1), 62~84 頁。
- 秋葉淳 (1998) 「オスマン帝国近代におけるウラマー制度の再編」, 『日本中東学会年報』 13, 185~214 頁。
- 秋葉淳 (2012) 「オスマン帝国の制定法裁判所制度 —— ウラマーの役割を中心に」, 鈴木董 (編) 『オスマン帝国史の諸相』, 東京大学東洋文化研究所, 294~320 頁。
- 磯貝健一 (2006) 「イスラーム法廷 —— 裁判をめぐる人間模様」, 小杉泰・江川ひかり (編) 『イスラーム —— 社会生活・思想・歴史』, 新曜社, 163~170 頁。
- 磯貝健一 (2014) 「シャリーア法廷裁判文書の作成システム —— 帝政期中央アジアのカーディーと『タズキラ』」, 堀川徹・大江泰一郎・磯貝健一 (編) 『シャリーアとロシア帝国 —— 近代中央ユーラシアの法と社会』, 臨川書店, 130~165 頁。
- 磯貝真澄 (2012) 「19 世紀後半ロシア帝国ヴォルガ・ウラル地域のマドラサ教育」, 『西南アジア研究』 76, 1~31 頁。
- 磯貝真澄 (2014) 「ヴォルガ・ウラル地域におけるムスリムの遺産分割 —— その制度と事例」, 堀川徹・他 (編) 『シャリーアとロシア帝国』, 臨川書店, 103~129 頁。
- 稲子恒夫 (1992) 『政治法律ロシア語辞典』, ナウカ。
- 近藤信彰 (2014) 「アフガニスタンの司法改革 —— イスラーム法裁判制度を中心に」, 堀川徹・他 (編) 『シャリーアとロシア帝国』, 臨川書店, 188~208 頁。
- 高橋一彦 (2001) 『帝政ロシア司法制度史研究 —— 司法改革とその時代』, 名古屋大学出版会。
- 高橋一彦 (2009) 「ロシア民法典の編纂 —— 1882~1906」, 『研究年報 (神戸市外国語大学外国学研究所)』 46, 1~81 頁。
- 豊川浩一 (2006) 『ロシア帝国民族統合史の研究 —— 植民政策とパシキール人』, 北

海道大学出版会。

- 長縄宣博（2004）「日露戦争期ロシア軍のなかのムスリム兵士」、『21世紀COEプログラム「スラブ・ユーラシア学の構築」研究報告集5 ロシアの中のアジア/アジアの中のロシアII』, 北海道大学スラブ研究センター, 1~19頁。
- 長縄宣博（2008）「ロシア帝国のムスリムにとっての制度・地域・越境——タタール人の場合」, 宇山智彦(編)『講座スラブ・ユーラシア学2 地域認識論——多民族空間の構造と表象』, 講談社, 258~279頁。
- 長縄宣博（2009）「帝政ロシア末期のワクフ——ヴォルガ・ウラル地域と西シベリアを中心に」, 『イスラム世界』73, 1~27頁。
- 林佳世子（2014）「オスマン朝社会における本」, 小杉泰・林佳世子(編)『イスラーム書物の歴史』, 名古屋大学出版会, 253~278頁。
- 堀井聡江（2011）「メジェッレ研究序説」, 大河原知樹・堀井聡江・磯貝健一(編)『オスマン民法典(メジェッレ)研究序説』, NIHUプログラム「イスラーム地域研究」東洋文庫拠点, 35~42頁。
- 三浦徹（1998）「19世紀ダマスクスのイスラム法廷文書(1):サーリヒーヤ法廷をめぐる人間関係」, 『東洋文化研究所紀要』135, 147~227頁。
- 柳橋博之（2001）『イスラーム家族法——婚姻・親子・親族』, 創文社。
- 柳橋博之（2005）「相続法の概要」, 柳橋博之(編)『現代ムスリム家族法』, 日本加除出版, 491~510頁。
- 柳橋博之（2012）『イスラーム財産法』, 東京大学出版会。

[付記] 本研究はJSPS科研費24720327の助成を受けたものである。

tried to ensure that the shift from the Nanjing capital system advanced by Emperor Yongle would be as inconspicuous as possible. It is thought that three characters (*Jingcheng tu*) were omitted from the title in the *Taizu shilu*, leaving only the word *Hongwu zhi*.

It was not the case that Nanjing lost its status as a capital while the revisions were underway. However, prior to the relocation of the capital in the 19th year of the Yongle era (1421), preparations were initiated in the *Taizu shilu* to deprive Nanjing of its capital status.

A DISPUTE OVER AN INHERITANCE AMONG MUSLIMS IN THE VOLGA-URAL REGION OF THE RUSSIAN EMPIRE IN THE LATE 19TH CENTURY : “LITIGATION” AND ISLAMIC LAW IN THE ORENBURG MUHAMMADAN ECCLESIASTICAL ASSEMBLY

ISOGAI Masumi

This paper focuses on a dispute over a division of an inheritance “according to *Shar‘ia*” among Turkic Muslims (Tatars, Bashkirs) in the Volga-Ural region of the Russian Empire in the late 19th century, and explains administrative procedures employed in the judicial settlement made by the Orenburg Muhammadan Ecclesiastical Assembly.

The procedures employed in the Ecclesiastical Assembly, by its members, i. e. *qāḍīs*, and by *imāms* of *maḥallas* under its jurisdiction, differed from those of *Shar‘ia* courts under historical Muslim governments, e. g. that of the Ottoman Empire. On the whole, their judicial work followed the laws of the Russian Empire procedurally. At the same time, they followed Islamic law in general for substantive legal issues, even citing Arabic phrases from Islamic law books and writing those phrases into documents they prepared or examined. But, we need further studies to grasp the syncretic integration or combinations of the imperial law and Islamic law.

Characteristics of the Ecclesiastical Assembly as a judicial institution were different from those of *Shar‘ia* courts, and were similar to those of general courts of the Russian Empire before the “Great Reforms.” We can say that the Ecclesiastical Assembly examined cases on the basis of written documents in ex-officio investigative-like fashion. In such an imperial judicial and administrative system,

qāḍīs and *imāms* “proceeded with lawsuits,” making reference to Arabic books on Islamic law. And the Ecclesiastical Assembly as a council made its decisions, adopting *qāḍīs*’ examinations and conclusions in most cases.